

目次

○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第二条関係）	2
○	全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）（第三条関係）	6
○	日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）（抄）（第四条関係）	8
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第五条関係）	10

改正案	現行
<p>（投資の対象）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業</p> <p>三 （略）</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）</p> <p>第七条 法第十三条第一項及び第二項並びに法附則第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項の規定」とする。</p>	<p>（投資の対象）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（次号において「特例業務」という。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業</p> <p>三 （略）</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）</p> <p>第七条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項の規定」とする。</p>

改正案	現行
<p>（鉄道施設の貸付け等の基準） 第五条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第十三条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下「債務等処理法」という。）<u>附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）</u>附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（特定債権の繰入れの範囲等） 第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第七号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項</p>	<p>（鉄道施設の貸付け等の基準） 第五条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第十三条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下「債務等処理法」という。）<u>附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）</u>附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（特定債権の繰入れの範囲等） 第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項</p>

第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第七号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四・五（略）

六 当該事業年度における法附則第十一条第一項第七号の規定による長期借入金金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に要する費用の額

七 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれか多い額

イ（略）

ロ 当該事業年度における法附則第三条第十一项の規定により繰り入れる額（当該事業年度における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金金の額に相当する額を除く。）

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第七号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3（略）

4 法第十七条第四項第三号の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度における第一項第四号及び第五号並びに第七号に掲げる額の合計額とする。

第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四・五（略）

（新設）

六 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれか多い額

イ（略）

ロ 当該事業年度における法附則第三条第十一项の規定により繰り入れる額

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3（略）

4 法第十七条第四項第三号の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度における第一項第四号及び第五号並びに第六号に掲げる額の合計額とする。

附 則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一项の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れられるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イからハまでに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ・ロ (略)

ハ 当該半期における法附則第十一条第六号の規定による長期借入金金額

三 機構は、要繰入額を超えて繰入れを行うことができるものとし、

この場合においては、当該半期の次の半期(以下この号において「翌半期」という。)に係る前号イからハまでに掲げる額の合計額からその超えて繰入れを行った額を減じて得た額を翌半期における要繰入額とすること。

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二 国土交通大臣がその指定する期間(最後の指定期間を除く。)ごとに定める額は、当該期間内の機構の各事業年度における第九条第

附 則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一项の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れられるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ・ロ (略)

(新設)

三 機構は、要繰入額を超えて繰入れを行うことができるものとし、

この場合においては、当該半期の次の半期(以下この号において「翌半期」という。)に係る前号イ及びロに掲げる額の合計額からその超えて繰入れを行った額を減じて得た額を翌半期における要繰入額とすること。

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二 国土交通大臣がその指定する期間(最後の指定期間を除く。)ごとに定める額は、当該期間内の機構の各事業年度における第九条第

一項第一号に掲げる額から同項第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の二分の一に相当する額の範囲内において債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務の実施の状況を勘案して定める額とすること。

3
三 (略)

一項第一号に掲げる額から同項第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額の二分の一に相当する額(平成十五年度に係るもの)にあつては、当該減じて得た額)の範囲内において債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して定める額とすること。

3
三 (略)

改正案	現行
<p>（新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は、当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額を、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第二号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に应じてあん分し、当該あん分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。</p> <p>一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入（令和三年度以降において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十七条第三項の規定により建設勘定に繰り入れられることとなる繰入金をもつてその債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てることとなる借入れに係る収入であつて、同項第一号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるもの（以下「後年度繰入金充当収入」という。）を除く。）の額</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>附則</p> <p>機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成</p>	<p>（新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は、当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額を、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第二号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に应じてあん分し、当該あん分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。</p> <p>一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入（平成二十五年四月一日から平成二十九年九月三十日までの間において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十七条第三項の規定により建設勘定に繰り入れられることとなる繰入金をもつてその債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てることとなる借入れに係る収入であつて、同項第一号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるもの（以下「後年度繰入金充当収入」という。）を除く。）の額</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>附則</p> <p>機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成</p>

十年法律第三十六号) 附則第八條第一項の規定により繰入れを行う場合における第七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「費用()とあるのは、「費用(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号) 附則第八條第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるもの及び」とする。

4 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第八條第三項の規定により繰入れを行う場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「当該助成金」とあるのは、「当該助成金(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号) 附則第八條第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除く。)」とする。

十年法律第三十六号) 附則第六條第一項の規定により繰入れを行う場合における第七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「費用()とあるのは、「費用(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号) 附則第六條第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるもの及び」とする。

4 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第六條第三項の規定により繰入れを行う場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「当該助成金」とあるのは、「当該助成金(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号) 附則第六條第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除く。)」とする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 清算事業団法 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。第七号及び第七條第二項において「債務等処理法」という。）附則第九條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）をいう。</p> <p>四〜七 （略）</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 承継法人（施行法第二十一條第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を經營する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二條第二項に規定する固定資産とみなして同條の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時における経過措置等）」</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 清算事業団法 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。第七号及び第七條第二項において「債務等処理法」という。）附則第七條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）をいう。</p> <p>四〜七 （略）</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 承継法人（施行法第二十一條第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を經營する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二條第二項に規定する固定資産とみなして同條の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時における経過措置等）」</p>

る帳簿価額を控除した残額」とする。

(略)	債務等処理法附則第十三条の規定による改正前の施行法第三十一条	清算事業団	清算事業団法第二十六条第一項第三号
-----	--------------------------------	-------	-------------------

3
～
12 (略)

る帳簿価額を控除した残額」とする。

(略)	債務等処理法附則第十一条の規定による改正前の施行法第三十一条	清算事業団	清算事業団法第二十六条第一項第三号
-----	--------------------------------	-------	-------------------

3
～
12 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「債務等処理法」という。）</u>附則第五条第一項及び第七条第一項第一号の業務に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第四号から第七号までの業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する<u>こと。</u></p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法第二十七条第一項に規定する特例業務（次条において単に「特例業務」という。）並びに債務等処理法附則第七条第一項第二号及び第三号の業務に関する<u>こと（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務、第一項に規定する事務、第二項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか</u></p>	<p>附則</p> <p>（鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。）</u>附則第五条第一項の業務に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号、<u>第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関すること。</u></p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法第二十一条第一項に規定する特例業務（次条において単に「特例業務」という。）に関する<u>こと（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 鉄道局鉄道事業課は、<u>第二百二十六条各号に掲げる事務、第一項に規定する事務、第二項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか</u></p>

、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法
附則第四条第一項第二号及び第六条第一項の業務が終了するまでの間
、当該業務に関する事務をつかさどる。

(鉄道局施設課の所掌事務の特例)

第二十四条 鉄道局施設課は、第二百二十九条各号に掲げる事務のほか、
当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務
及び債務等処理法附則第七条第一項第三号の業務として行う宅地の造
成及びこれに関連する施設の整備に関する技術上の計画に関する事務
をつかさどる。

、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法
附則第四条第一項第二号の業務が終了するまでの間、当該業務に関す
る事務をつかさどる。

(鉄道局施設課の所掌事務の特例)

第二十四条 鉄道局施設課は、第二百二十九条各号に掲げる事務のほか、
当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務
として行う宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に関する技術上
の計画に関する事務をつかさどる。